

東京都に公立小中学校施設へのエアコン設置補助事業の期間延長と 体育館へのエアコン設置補助を求める意見書

気象庁が「命に危険があるような暑さ」「災害と認識」と評した今年の猛暑によって、熱中症の深刻な被害が広がっている。練馬区内の都立高校では、体育館で授業を受けていた生徒のうち25人が熱中症の症状を訴え、10人が救急搬送された。7月16日から22日の東京消防庁管内速報値では、熱中症の発生場所が教育機関だけで139人となっている。

子どもは体温調節機能が未発達であり、大人以上に注意が必要である。児童・生徒の学校での諸活動が、夏場においても安全・快適に実施できるよう、熱中症予防のための学校施設環境改善は急務である。

町田市においては、東京都が区市町村に対して実施した「東京都公立学校施設冷房化支援特別事業」補助金を活用して、2017～2018年度の2年間で小中学校の特別教室すべてにエアコン設置が完了することになった。

しかし、夏休み中も部活動などで使用する体育館は、エアコンが未設置のため、気温が上昇すると蒸し風呂状態になり、「熱中症予防マニュアル」に基づいて、練習を中止せざるを得ないことも生じている。

よって町田市議会は、東京都に対して、今年度で終了予定の公立小中学校の特別教室へのエアコン設置補助事業の期間延長と、体育館へのエアコン設置にも補助をおこなうよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。